

○厚生労働省告示第五百十六号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十一条の規定に基づき、平成二十四年十月一日から平成二十五年九月三十日までの期間における同条に規定する区域及び面積を次のように定めるので、同条の規定により告示する。

平成二十四年九月二十四日

厚生労働大臣 小宮山洋子

一 けし耕作者

栽培区域

栽培面積

北海道名寄市

一・〇〇アール

岡山県美作市

一・〇〇アール

二 甲種研究栽培者

栽培区域

栽培面積

北海道名寄市

四・五〇アール

茨城県つくば市

三・五九アール

東京都小平市

一・五〇アール

長崎県長崎市

〇・一〇アール

鹿児島県熊毛郡中種子町

一・〇〇アール